平成２５年（フ）第４９９号
愛知県高浜市青木町５丁目２番地41　ハイツ古郷２
債務者　西銘　裕樹
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
愛知県岡崎市西本郷町字和志山75番地　和志山荘３―301
債務者　柴田　實夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
奈良県橿原市小槻町349番地の２　グリーンピアⅢ203、前住所奈良県橿原市小槻町349番地の２　グリーンピアⅢ408
債務者　竹田　達次
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
奈良県香芝市下田西２丁目６番20―201号　クレールシモダＢ、前住所奈良県香芝市畑３丁目802番地６
債務者　宮尾　初枝
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１号
山口県宇部市野中２丁目４番21―３号、従前の住所山口県宇部市大字東岐波1196番地138
債務者　岡田　久美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第８７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸５丁目１番１号
債務者　穴澤　美紀
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸５丁目１番１号
債務者　穴澤真奈美
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
埼玉県草加市新善町480番地　エクセルチヅ501号
債務者　増山　和司
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１８４号
千葉県市川市福栄１丁目17番８号　第１行徳ロードレジデンス201号
債務者　大城　　明
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２０８号
千葉県市原市椎津2967番地５
債務者　大野香奈江（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２６号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟604号
債務者　古谷　和雄
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２２７号
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟604号
債務者　古谷　敏子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
千葉県市川市南大野３丁目17番３号　シティハイツ板橋Ⅲ201号
債務者　引地なおみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
千葉市稲毛区宮野木町1682番地５　前田方
債務者　加瀬　初枝
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３３号
千葉県市川市北方町４丁目1889番地　トップⅣ203号
債務者　滝口　敬介
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
千葉県船橋市夏見台１丁目15番７号　ハイツ―ＦＵＭＩ202号
債務者　杉村ヘレンこと　ＳＵＧＩＭＵＲＡ　ＨＥＬＥＮ　ＬＬＡＧＡＳ
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
千葉県香取市佐原イ1302番地74
債務者　秋葉　滋子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
千葉地方裁判所佐原支部